

# 福岡県公報

平成二十一年六月十日  
第二千九百七十六号  
増刊 ①

## 目次

再掲

福岡県事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(薬務課) …………… 一

薬事法施行細則の一部を改正する規則

(薬務課) …………… 二

## 再掲

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第三条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。  
平成二十一年六月一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第三十二号

福岡県事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県事務処理の特例に関する条例施行規則(平成十二年福岡県規則第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表一一の項下欄中トを削り、チをトとし、リからソまでをチからレまでとし、同欄ツ中「申請書」の下に、「(既存薬種商、既存配置販売業者及び特例許可旧卸売一般販売業者に係るものを含む。)」を加え、同欄中ツをソとし、同欄ネ中「申請書」の下に、「(既存薬種商、既存配置販売業者及び特例許可旧卸売一般販売業者に係るものを含む。)」を加え、同欄中ネをツとし、同欄ナ中「許可証」の下に、「(既存薬種商、既存配置

販売業者及び特例許可旧卸売一般販売業者に係るものを含む。)」を加え、同欄中ナをネとし、同欄ラ中「許可証」の下に、「(既存薬種商、既存配置販売業者及び特例許可旧卸売一般販売業者に係るものを含む。)」を加え、同欄中ラをナとし、ムをラとし、同欄ウ中「第四百一条及び第五百十三条において準用する場合」を「第四百一条、百五十九条及び百七十八条において準用する場合並びに既存薬種商及び既存配置販売業者に係るもの」に改め、同欄中ウをムとし、ムの次に次のように加える。

ウ 施行規則第十五条の四第二項及び薬事法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十一年厚生労働省令第十号。以下この項において「改正省令」という。)(附則第四十二条に規定する郵便等販売の届出に係る書類(既存一般販売業者に係るものを除く。))

別表一一の項下欄中マから入までを次のように改める。

マ 施行規則第四百八条第一項及び改正省令附則第十四条の規定によりなおその効力を有することとされる同令第一条による改正前の施行規則第四百九条第一項に規定する配置販売業の許可の申請書

ケ 施行規則第五百一条及び改正省令附則第十二条の規定によりなおその効力を有することとされる同令第一条による改正前の施行規則第五百七条第一項に規定する配置従事者身分証明書交付申請書

フ 施行規則第五百十三条第一項に規定する卸売販売業許可申請書

コ 施行規則第五百九条の七に規定する販売従事登録の申請に係る書類

エ 施行規則第五百九条の八第二項に規定する販売従事登録証

テ 施行規則第五百九条の九に規定する登録販売者名簿の登録事項の変更の届出に係る書類

ア 施行規則第五百九条の十に規定する登録販売者の販売従事登録の申請に係る書類

サ 施行規則第五百九条の十一に規定する登録販売者の販売従事登録証の書換え交付の申請に係る書類

キ 施行規則第五百九条の十二に規定する登録販売者の販売従事登録証の再交付の申請に係る書類

ク 施行規則第五百九条の十二第四項及び第五百九条の十三の規定により返納

する販売従事登録証

メ 施行規則第六十条第一項に規定する高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可の申請書

ミ 改正省令附則第四条に規定する継続既存薬局開設者の管理者等の過当たり勤務時間数の届出に関する書類

シ 改正省令附則第十二条の規定によりなおその効力を有することとされる同令第一条による改正前の施行規則第五百九条に規定する配置販売業取扱品目変更又は追加申請書

ス 改正省令附則第十六条の規定によりなおその効力を有することとされる同令第一条による改正前の施行規則第四百四十二条第二項に規定する販売先等の変更の届書

セ 薬事法施行細則（昭和三十七年福岡県規則第二十九号。以下この項において「施行細則」という。）第九条の承認整理届（薬局製造販売医薬品の製造販売承認に係るものに限る。）

エ 施行細則第十一条に規定する配置従事者の身分証明書書換え交付申請書

オ 施行細則第十二条に規定する身分証明書再交付申請書

カ 施行細則第十三条に規定する身分証明書返納届書

キ 別表一の一の項下欄中イ及びロを削る。

附則  
この規則は、公布の日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第三条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

薬事法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十一年六月一日  
福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第三十三号  
薬事法施行細則の一部を改正する規則

薬事法施行細則（昭和三十七年福岡県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「薬局管理者」を「薬局等管理者」に、「薬局外薬事従事者」を「薬局等外薬事従事者」に改め、同条第一項中「第七条第三項ただし書」の下に、「法第二十八条第三項ただし書又は法第三十五条第三項ただし書」を加える。

第四条の見出し中「書換」を「書換え」に改め、同条第一項中「法第七条第三項ただし書」を「前条」に改め、同条第三項中「薬局を管理する薬剤師」を「前条の規定により許可を受けた者」に、「当該薬局」を「当該薬局等」に、「薬局の管理」を「薬局等の管理」に改める。

第五条を削り、第六条を第五条とし、第七条を第六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（業務経験の証明）  
第七条 店舗販売業者が第一類医薬品を販売し、若しくは授与する店舗において登録販売者を店舗管理者として従事させるとき又は配置販売業者が第一類医薬品を配置により販売し、若しくは授与する区域において登録販売者を区域管理者として従事させるときは、法第二十六条第一項若しくは法第三十条第一項の規定による許可の申請又は法第三十八条において準用する法第十条の規定による変更の届出の際に、様式第八号による証明書を知事に提出しなければならない。

2 卸売販売業者がその営業所において省令第五百四十二条第一号若しくは八又は第二号若しくは八に該当する者を営業所管理者として従事させるときは、法第三十四条第一項の規定による許可の申請又は法第三十八条において準用する法第十条の規定による変更の届出の際に、前項の様式を提出しなければならない。

第八条中「省令第五百九条」を「薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十一年厚生労働省令第十号。以下「改正省令」という。）附則第十二条の規定によりなおその効力を有することとされる同令第一条による改正前の省令（以下「旧省令」という。）第五百九条」に、「又は特別販売業者」を「又は薬事法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十九号。以下「改正法」という。）附則第十四条の規定により引き続き業務を行うことができる特別販売業者」に、「様式第八号」を「様式第九号」に改める。

第九条中「様式第九号」を「様式第十号」に改める。

第十条中「様式第十号」を「様式第十一号」に改める。

第十一条中「様式第十一号」を「様式第十二号」に改める。

第十二条中「様式第十二号」を「様式第十三号」に、「第百五十七条第二項第一号」を「第百五十一条第二項第一号」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、改正法附則第十条に規定する既存配置販売業者又はその配置員においては、旧省令第百五十七条第二項第一号に規定する写真を添えるものとする。

第十三条中「様式第十三号」を「様式第十四号」に改め、同条に次の一号を加える。

四 配置販売業者が変更になつたとき。

第十四条中「様式第十四号」を「様式第十五号」に改め、同条第二号中「様式第十五号」を「様式第十六号」に、「様式第十六号」を「様式第十七号」に改める。

第十五条中「様式第十七号」を「様式第十八号」に改める。

様式第一号を次のように改める。

様式第1号 (第3条関係)

(日本工業規格A4)

薬局  
店舗販売業 管理者兼務申請書  
卸売販売業

年 月 日

福岡県知事 殿

住所  
申請者 氏名 印

下記により、薬局  
店舗販売業 外薬事従事の許可を申請します。  
卸売販売業

記

管理している薬局、 店舗又は営業所	許可番号 及び年月日	第 号 年 月 日
	名 称	
	所 在 地	
兼務しようとする業務	名 称	
	所 在 地	
	内 容	
備 考		

注 1 管理者と開設者が異なる場合は、開設者の同意書を添付すること。

様式第二号を次のように改める。

様式第2号 (第3条関係)

(日本工業規格A4)

許可番号 第 号

薬 局  
店舗販売業 管理者兼務許可証  
卸売販売業

住 所

氏 名

管理している薬局、 店舗又は営業所	名 称	
	所在地	
兼 務 す る 業 務	名 称	
	所在地	
	内 容	

上記のとおり 薬事法第7条第3項ただし書 薬事法第28条第3項ただし書 薬事法第35条第3項ただし書 の規定により許可された者で

あることを証明する。

年 月 日

福岡県知事

印

「薬 局 兼務許可証書換交付申請書」を  
兼代薬川中  
一般販売業

「薬 局 管理者兼務許可証書換え交付申請書」を  
店舗販売業  
卸販売業

「管理している  
薬局、店舗  
又は営業所」  
に  
「管理してい  
る 店 舗」

「1 正副2通を提出すること。」を添付。

「薬 局 兼務許可証再交付申請書」を  
兼代薬田中  
一般販売業

「薬 局 管理者兼務許可証再交付申請書」を  
店舗販売業  
卸販売業

「管理している  
薬局、店舗  
又は営業所」  
に  
「管理してい  
る 店 舗」

「1 正副2通を提出すること。」を添付。

「薬 局 店舗販売業」に  
兼代薬田中  
一般販売業  
「1 正副2通を提出するこ  
と。」を添付。  
「薬 局 卸販売業」

「第6条関係」を「第5条関係」に改める。

「第7条関係」を「第6条関係」に、「管理者」に改  
める。

様式第十七号を様式第十八号とし、様式第十四号から様式第十六号までを一様式す  
繰り下げ、様式第十三号の次に次の一様式を加える。

様式第14号 (第13条関係)

(日本工業規格A4)

配置従事者身分証明書返納届書

年 月 日

福岡県知事 殿

住 所

氏 名

印

薬事法施行細則第13条の規定により、身分証明書を返納します。

返納理由

- 1 身分証明書の再交付を受けた後、失った身分証明書を発見した。
- 2 身分証明書の有効期限が過ぎた。
- 3 配置販売の業務に従事しなくなった。
- 4 配置販売業者が変更になった。

返納事実の発生日 年 月 日

- 注
- 1 返納理由は該当番号を○で囲むこと。
  - 2 氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。



様式第十二号を次のように改める。

様式第13号 (第12条関係)

(日本工業規格A4)

配置従事者身分証明書再交付申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者 住所  
氏名 印

下記により、配置従事者身分証明書の再交付を申請します。

記

配置従事者	種 別	薬剤師・登録販売者・一般従事者
	身分証明書番 号	第 号
配置販売者	氏 名	
	住 所	
	許 可 番 号	
	許 可 年 月 日	
再交付申請の理由		
備 考		

注 1 氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。

様式第十二号を次のように改める。

様式第12号 (第11条関係)

(日本工業規格A4)

配置従事者身分証明書書換え交付申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者 住所 氏名 (印)

下記により、配置従事者身分証明書の書換えを申請をします。

記

Table with 4 main rows: 配置従事者 (種別, 身分証明書番号), 配置販売業者 (氏名, 住所, 許可番号, 許可年月日), 変更事項 (変更前, 変更後), 備考

注 1 氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。

様式第十号中「折神」を「折」に改め、同様式を様式第十一号とする。

様式第九号を様式第十号とする。

様式第八号中「薬事法施行規則第159条」を「改正省令附則第12条の規定によりなおその効力を有することとされる旧省令第159条」に改め、同様式を様式第九号とし、様式第七号の次に次の様式を加える。

様式第8号 (第7条関係)

(日本工業規格A4)

業務経験証明書

年 月 日

福岡県知事 殿

薬局開設者又は医薬品の  
販売業者名  
代表者氏名  
(許可番号: )

印

下記の者の業務経験は、以下のとおりであることを証明します。

氏名	(生年月日・ 年 月 日)
住所	〒
薬局又は医薬品の販売業の名称	
薬局又は医薬品の販売業の所在地又は区域	

1 業務期間 年 月 ~ 年 月 ( 年 月間)

2 業務内容(業務期間内に行われた業務に該当する□にレを記入すること。)

- 第一類医薬品を販売し、又は授与する上記薬局において薬剤師の管理及び指導の下で登録販売者として業務に従事した。
- 薬剤師が店舗管理者である第一類医薬品を販売し、又は授与する上記店舗販売業において薬剤師の管理及び指導の下で登録販売者として業務に従事した。
- 薬剤師が区域管理者である第一類医薬品を配置販売する上記配置販売業において薬剤師の管理及び指導の下で登録販売者として業務に従事した。
- 上記営業所等において指定卸売医療用ガス類の販売又は授与に関する業務に従事した。
- 上記営業所等において指定卸売歯科用医薬品の販売又は授与に関する業務に従事した。

注 1 当該証明を行う者は、薬局、店舗販売業、配置販売業又は卸売販売業等の許可を受けている開設者であること。

## 附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正法附則第二条に規定する既存一般販売業者については、平成二十四年五月三十一日までの間は、第三条及び第四条の規定を適用する。